

平成 30 年 5 月 18 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 Z U U
代 表 者 名 代 表 取 締 役 富 田 和 成
(コード番号：4387 東証マザーズ)
問 合 せ 先 コーポレート部部長 茂 木 久 裕
(TEL. 03-4405-6102)

募集株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

平成 30 年 5 月 18 日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所マザーズへの上場に伴う募集株式発行並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- (1) 募 集 株 式 の 数 当社普通株式 150,000 株
- (2) 募集株式の払込金額 未定（平成 30 年 6 月 1 日の取締役会で決定する。）
- (3) 払 込 期 日 平成 30 年 6 月 20 日（水曜日）
- (4) 増加する資本金及び
資 本 準 備 金
に 関 する 事 項 増加する資本金の額は、平成 30 年 6 月 12 日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第 14 条第 1 項に基づき算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (5) 募 集 方 法 発行価格での一般募集とし、野村証券株式会社、株式会社 S B I 証券、みずほ証券株式会社、マネックス証券株式会社、松井証券株式会社及び岡三証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受けさせる。引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。
- (6) 発 行 価 格 未定（募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、平成 30 年 6 月 12 日に決定する。）
- (7) 申 込 期 間 平成 30 年 6 月 13 日（水曜日）から
平成 30 年 6 月 18 日（月曜日）まで
- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 株 式 受 渡 期 日 平成 30 年 6 月 21 日（木曜日）
- (10) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (11) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 100,000 株
- (2) 売出人及び売出株式数 東京都目黒区
富田和成 60,000 株
東京都品川区
赤羽雄二 27,000 株
2680 North 1st Street, Suite 250
San Jose, CA, USA
Fenox Venture Company IX, L.P. 13,000 株
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しとし、野村証券株式会社が引受人となり、全株式を引受価額で買取引受けする。
- (4) 売 出 価 格 未定（上記1.における発行価格と同一となる。）
- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 37,500 株（上限）
- (2) 売出人及び売出株式数 東京都中央区日本橋一丁目9番1号
野村証券株式会社 37,500 株（上限）
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しである。
- (4) 売 出 価 格 未定（上記1.における発行価格と同一となる。）
- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

4. 第三者割当増資による募集株式発行の件

- (1) 募集株式の数 当社普通株式 37,500株
- (2) 募集株式の払込金額 未定（上記1.における払込金額と同一とする。）
- (3) 申込期日 平成30年7月19日（木曜日）
- (4) 払込期日 平成30年7月20日（金曜日）
- (5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、平成30年6月12日に決定される予定の割当価格を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 割当方法 割当価格で野村証券株式会社に割当てる。なお、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。
- (7) 割当価格 未定（上記1.における引受価額と同一とする。）
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 前記申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (10) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (11) 上記3.に記載のオーバーアロットメントによる株式売出しが中止となる場合、本第三者割当増資も中止する。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

(1) 募集株式の数及び売出株式数

- ① 募集株式の数 普通株式 150,000株
- ② 売出株式数 普通株式 引受人の買取引受による売出し 100,000株
オーバーアロットメントによる売出し
37,500株
(※)

(2) 需要の申告期間 平成30年6月5日(火曜日)から
平成30年6月11日(月曜日)まで

(3) 価格決定日 平成30年6月12日(火曜日)
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。)

(4) 募集・売出期間 平成30年6月13日(水曜日)から
平成30年6月18日(月曜日)まで

(5) 払込期日 平成30年6月20日(水曜日)

(6) 株式受渡期日 平成30年6月21日(木曜日)

(※) 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。したがって上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、野村証券株式会社が当社株主である富田和成(以下「貸株人」という。)から借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成30年5月18日開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式37,500株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)の決議を行っております。

また、野村証券株式会社は、平成30年6月21日から平成30年7月12日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限(上限株式数)とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

野村証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	1,886,740株
公募による増加株式数	150,000株
第三者割当増資による増加株式数	37,500株 (最大)
増加後の発行済株式総数	2,074,240株 (最大)

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

3. 増資資金の使途

今回の公募による募集株式発行における手取概算額 183,060 千円 (*) は、第三者割当増資による募集株式発行における手取概算額 47,265 千円 (*) と合わせて、運転資金に充当する予定であります。

具体的には、下記のとおり充当する予定であります。

- ① コンテンツ制作に係る外注費：65,000 千円（平成 31 年 3 月期に 30,000 千円、平成 32 年 3 月期に 35,000 千円）を充当する予定であります。
- ② 開発費：50,000 千円（平成 31 年 3 月期に 30,000 千円、平成 32 年 3 月期に 20,000 千円）を充当する予定であります。
- ③ 採用教育費：55,000 千円（平成 31 年 3 月期に 20,000 千円、平成 32 年 3 月期に 35,000 千円）を充当する予定であります。
- ④ 海外進出に関する費用：平成 32 年 3 月期までに 10,000 千円を充当する予定であります。

上記以外の残額については、事業展開に伴い将来的に必要となる運転資金に充当する方針であります。また、各資金の具体的な充当期間までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

また、各資金の具体的な充当期間までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

* 有価証券届出書提出時における想定発行価格 1,370 円を基礎として算出した見込額であります。

4. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、株主に対する利益還元も経営の重要課題であると認識しておりますが、現在は成長過程にあると考えており、経営環境の変化に対応するため財務体質を強化し、事業拡大の為に内部留保の充実等を図ることが株主に対する最大の利益還元につながるものと考えております。このことから過去において当事業年度を含めて配当を実施しておりません。

将来的には、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案した上で、株主への利益還元を検討していく基本的な方針であります。現在において配当実施の可能性及び、その実施時期等については未定であります。

(2) 内部留保資金の使途

当社の競争力の維持・強化による将来の収益向上を図るための設備投資及び効率的な体制整備に有効に活用する方針であります。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

当社は、上記 (1) のとおり、将来的には、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案した上で、株主への利益還元を検討していく基本的な方針であります。現在において配当実施の可能性及び、その実施時期等については未定であります。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(4) 過去の3決算期間の配当状況

	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
1株当たり当期純損失(△)	△107.83円	△5.38円	△19.43円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	－円 (－円)	－円 (－円)	－円 (－円)
実績配当性向	－%	－%	－%
自己資本当期純利益率	－%	2.8%	－%
純資産配当率	－%	－%	－%

- (注) 1. 1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 1株当たり配当額(1株当たり中間配当額)、実績配当性向及び純資産配当率については、配当を実施していませんので、記載しておりません。
3. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本(期首・期末の平均)で除した数値であります。また、平成27年3月期及び平成29年3月期は当期純損失でありますので、記載しておりません。
4. 当社は、平成30年4月29日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、平成28年3月期の期首に当該分割が行われたものと仮定し、1株当たり当期純損失を算定しております。
5. 上記4.の株式分割に関連して、東京証券取引所自主規制法人(現日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、平成27年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、平成27年3月期の数値(1株当たり配当額については全ての数値)については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
1株当たり当期純損失(△)	△10.78円	△5.38円	△19.43円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	－円 (－円)	－円 (－円)	－円 (－円)

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

5. ロックアップについて

上記1. の公募による募集株式発行並びに上記2. の引受人の買取引受による株式売出しに関連して、売出人かつ貸株人である富田和成、売出人である赤羽雄二、当社株主である深田啓介及び佐野哲哉並びに当社新株予約権者（当社株主でもある者は除く。）である一村明博、原田佑介、樋口拓郎、財部優一、茂木久裕、森大地、押田裕太、濱田優及び山上泰史は、野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の平成30年12月17日までの期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、上記2. の引受人の買取引受による株式売出し及び上記3. のオーバーアロットメントによる株式売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社株主である夏野剛、高山照夫、武永修一、佐藤和与志、和出憲一郎、鈴木二郎、黒岩剛史、長原英司及び株式会社リード・リアルエステート並びに当社新株予約権者である中島貴志、楠井朋子、菅野陽平、秦大二郎、榎本和康、Rajesh Vyas、牛田文子、山梨寛弥、奈良井亮太及び魯瑤は、野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成30年9月18日までの期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、売出人である Fenox Venture Company IX, L.P. 並びに当社株主である菅下清廣及び田路圭輔は、野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成30年9月18日までの期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、上記2. の引受人の買取引受による株式売出し及びその売却価格が発行価格の1.5倍以上であって、野村證券株式会社をとおして行う売却等は除く。）を行わない旨合意しております。

加えて当社は、野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の平成30年12月17日までの期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、上記1. の公募による募集株式発行、株式分割、ストック・オプションとしての新株予約権の発行及び上記3. のオーバーアロットメントによる株式売出しに関連し、平成30年5月18日開催の当社取締役会において決議された野村證券株式会社を割当先とする第三者割当増資等は除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合であっても、野村證券株式会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、当社新株予約権の割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

6. 配分の基本方針

販売に当たりましては、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当などを約束するものでなく、予想に基づくものであります。

以 上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。